

答 申 情 第 1 1 6 号
令 和 2 年 1 0 月 1 6 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

下記のとおり諮問のありました件について，別紙のとおり答申します。

記

- 1 令和元年10月15日付け都住政第115号
補助金所要額調書の公文書一部公開決定事案
(諮問情第198号)
- 2 令和元年10月15日付け都住政第117号
補助金の所要額等の回答に係る決定書の公文書公開決定事案
(諮問情第199号)
- 3 令和元年10月15日付け都住政119号
補助金所要額調書等の公文書一部公開決定事案
(諮問情第200号)

(別紙)

1 審査会の結論

処分庁が行った公文書公開決定及び公文書一部公開決定は、いずれも妥当である。

2 審査会における審議の方法

別表に示す3件の審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、いずれも、処分庁の都市計画局住宅室住宅政策課が所管する公的賃貸住宅家賃対策調整補助金に係る事務に関する公文書公開請求に対する処分について行われたものであるため、当審査会において、これらを併合して審議した。

なお、以下、諮問情第198号に係る請求を「本件請求1」、本件請求1において特定した文書を「本件公文書1」といい、諮問情第199号及び同第200号に係る請求を「本件請求2」、本件請求2において特定した文書を「本件公文書2」という。また、「本件審査請求に係る3件の処分をまとめて「本件処分」という。

3 審査請求の経過

本件審査請求の経過は、別表のとおりである。

4 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

5 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金及び所要額に係る国の調査について

公的賃貸住宅家賃対策調整補助金とは、各地方公共団体が管理する地域優良賃貸住宅等の入居者の家賃低廉化に係る費用の一部を、各地方公共団体の請求に基づき国土交通省が負担するものである。

国土交通省は、毎年その見込まれる所要額を事前に把握するため、都道府県を經由し、各市町村へ調査を行っている。この調査を受け、各市町村は、当該年度の所要額を、都道府県を經由し、国土交通省へ回答している。

なお、平成29年度の所要額については、国から2回調査があった。

(2) 本件公文書1について

本件請求1に係る公文書として、処分庁は「平成29年度・30年度分 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金所要額調書（事業主体別）」及び「平成30年度 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金所要額調書（事業主体別）」を特定した。

(3) 本件公文書1の真正性について

本件公文書1にはそれぞれ明確に「平成29年度・30年度分 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金所要額調書（調書主体別）」、「平成30年度 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金所要額調書（事業主体別）」と示されており、本件請求1に対応する公文書であることは明らかである。

なお、本件公文書1の様式は国土交通省が指定しているものであり、そこには審査請求人が主張する「宛て名」や「日付」を記載する欄はない。

(4) 本件公文書2について

ア 本件請求2に係る公文書として、処分庁は次の6つの文書を特定した。

- (ア) 決定書 平成29年度公的賃貸住宅家賃対策調整補助金の所要額等について（回答）
- (イ) 決定書 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金の所要額等について（平成29年度第2回調査）（回答）
- (ウ) 平成29年度 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金の所要額等について（依頼）
- (エ) 平成29年度 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金執行見込額調書（事業主体別）
- (オ) 平成29年度第2回調査 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金の所要額等について（依頼）
- (カ) 平成29・30年度 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金所要額調書（事業主体別）

イ 平成29年度所要額については、国から2回調査があり、1回目の調査に係る文書はア(ア)、(ウ)及び(エ)であり、2回目の調査に係る文書はア(イ)、(オ)及び(カ)である。

(5) 本件公文書2の真正性について

ア 処分庁は、(4)イの事務の流れに則して、(4)ア(ウ)及び(オ)の依頼に応じて(4)ア(ア)及び(イ)により組織的な決定を行ったうえで、京都府を通じて(4)ア(エ)及び(カ)を国土交通省に提出している。これらは、(4)ア(ウ)及び(オ)において、依頼元「国土交通省住宅局住宅総合整備課企画係」及び宛先「地方公共団体公的賃貸住宅家賃対策調整補助金担当者」と記載があり、(4)ア(ア)及び(イ)の決定書文中には「国土交通省から京都府を通じて依頼があったため、回答する」などと記載があること、また、決定書である(4)ア(ア)に(4)ア(ウ)及び(エ)を、(4)ア(イ)に(4)ア(オ)及び(カ)を添付したうえで起案、決定を行って

いることから、京都市が国土交通省に(4)ア(エ)及び(カ)を提出したことは明らかに分かるものである。

イ よって、本件請求2に係る公文書として、上記(4)アの6つの公文書を特定したものであり、文書特定に誤りはない。

なお、審査請求人は、本件請求2において「国土交通省あてに送った際のメール本文」を含むと記載されているが、当該メール本文は、(4)ア(エ)及び(カ)を提出する旨を記載したもので、電話や口頭と同レベルの事務的な連絡であることから、「組織共用文書」には該当せず、文書特定していない。

(6) 以上により、本件処分にはいずれも違法又は不当な点はない。

6 審査請求人の主張

審査請求書、反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件公文書1について

ア 本件の公開交付文書は、報告書としての宛て先名及び日付がないため、請求対象公文書に該当するものか否かの確認ができないものである。したがって、本件については不存在による非公開決定処分がなされるべきと考える。

イ なお、一部非公開とされている部分を争うものではない。

(2) 本件公文書2について

ア 本件の処分による全部公開文書は、請求対象公文書に全く該当しないため、本来、処分を行うべきではない、無要であるものとする。全部公開文書である「回答することを決定した決定書」は、公開請求書の公文書の件名又は内容である「国あて平成29年度の公的賃貸住宅家賃対策調整補助金所要額調書を京都市から提出したことが分かるもの」としての同調書ではないものであること及び提出という行為が完了したことが確認できるものでない（提出先宛て名、提出日付及び提出責任者名がない）ため、請求対象公文書に全く該当しないものであると考える。

イ 本件の処分による一部公開文書は、請求対象公文書に該当しないものであるため、本件は不存在による非公開決定処分がなされるべきものであると考える。具体的には、本件の一部公開文書は、公開請求書の公文書の件名又は内容である「国あて平成29年度の公的賃貸住宅家賃対策調整補助金所要額調書を京都市から提出したことが分かるもの」としての同調書のようなものではあるが、提出したことが分かるものとしての提出

先名称，提出日付，提出責任者名を備えていないものであるため，請求対象公文書に該当しないと考える。

7 審査会の判断

当審査会は，処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し，下記のとおり判断する。

(1) 本件審査請求の争点について

審査請求人は非公開とされている部分を争うのではなく，公開又は一部公開された文書が請求内容に合致したものではない旨を主張していることから，当審査会は，本件請求1及び2に係る文書特定の妥当性について，以下検討する。

(2) 本件請求1に係る文書の特定について

ア 審査請求人は，本件請求1において，平成29年度（第2回調査）及び平成30年度の公的貸金住宅家賃対策調整補助金の所要額について，処分庁が国に対して作成した報告書を求めている。処分庁は，本件請求1に対して，「平成29年度・30年度分 公的貸金住宅家賃対策調整補助金所要額調書（事業主体別）」及び「平成30年度 公的貸金住宅家賃対策調整補助金所要額調書（事業主体別）」を文書特定した。

イ 審査請求人は，本件公文書1には「宛て先名及び日付がないため，請求対象公文書に該当するものか否かの確認ができない」として，対象文書に当たらないと主張している。

ウ 処分庁の説明によれば，国土交通省は，毎年その見込まれる公的貸金住宅家賃対策調整補助金の所要額を事前に把握するため，各市町村へ調査を行っており，京都市も当該調査を受け，所要額調書を作成し，国土交通省へ報告しているとのことであった。

このことについては，当審査会が本件公文書2の国土交通省からの依頼文及び処分庁が所要額調書を報告するための決定書を見分する中で，確認することができた。

なお，国土交通省からの依頼文を確認したところ，同省は，市町村が作成する提出書類について，所要額調書別記様式Ⅱを用いるよう指定している。

エ 上記ウを踏まえ，当審査会が本件公文書1を見分したところ，いずれも同省指定の別記様式Ⅱが用いられており，それぞれ「平成29年度・30年度分 公的貸金住宅家賃対策調整補助金所要額調書（事業主体別）」又は「平成30年度 公的貸金住宅家賃対策調整補助金所要額調書（事業主体別）」との標題とともに，事業主体名欄に「京都市」と記され，補助金所要額，担当部署名，担当者氏名及び連絡先等が記載されていることが認められた。

オ これらのことから、当該各所要額調書それ自体に宛て先名や日付が明記されていないとしても、これらは処分庁から国土交通省に報告したものであると認められる。

よって、当審査会は、処分庁が本件請求1に対して本件公文書1を特定したことは相当であると判断する。

(3) 本件請求2に係る文書の特定について

ア 審査請求人は、本件請求2において、「国あて平成29年度の公的賃貸住宅家賃対策調整補助金所要額調書を京都市から提出したことが分かるもの（住宅政策課のメールアドレスから国土交通省あてに送った際のメール本文及びその添付図書を含む。京都府を経由している場合を含む。）」を求めている。処分庁は、本件請求2に対して、国土交通省からの依頼文、京都市が国土交通省に提出したとされる所要額調書及び当該調書を提出することを意思決定した決定書を文書特定した。

イ 審査請求人は、本件公文書2は提出先の名称、提出日付、提出責任者名を備えていないものであるため、請求対象文書に該当しない（提出が完了したことが分からない）と主張している。

ウ しかしながら、処分庁は、国土交通省からの所要額調書の提出依頼が存在し、その依頼に対して所要額調書を提出することと所要額調書の記載内容を市の意思として決定する決定書が存在することを明らかにしているのであり、そこで決定された内容の所要額調書が同省に提出されたことは、よほどの反証がない限り疑いのないものといわれてよいと考えられる。さらに、当該各決定書には、起案日や決定日のほか、所要額調書の提出された日であることがうかがわれる完結日の日付も記載されている。

エ よって、当審査会は、処分庁が本件請求2に対して本件公文書2を特定したことは相当であると判断する。

オ なお、京都市が国土交通省に所要額調書を提出したことが分からないとの審査請求人の訴えについては、提出先における公文書公開制度を活用して、提出先に京都市が提出した文書が存在するか否かを確認する方法があることを念のため申し添える。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 審査請求の経過

諮問番号	請求日等	
情第 198 号	請求日	令和元年 5 月 22 日
	請求内容	<p>国による平成 29 年度平成 30 年度公的賃貸住宅家賃対策調整補助金の執行可能額（変更額）の決定にむけて京都市が国に対して作成した報告書</p> <p>補足説明 平成 29 年度については、平成 29 年 10 月 30 日に国が京都市に依頼した第 2 回調査に対して京都市が作成した報告書 平成 30 年度も同様の調査に対して作成した報告書</p>
	特定した公文書	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度・30 年度分 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金所要額調書（事業主体別） ・平成 30 年度 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金所要額調書（事業主体別）
	処分通知日	令和元年 6 月 6 日
	処分内容	公文書一部公開決定
	処分理由	<p>職員のメールアドレスを公表した場合、職員個人に対して不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが送信される恐れがあり、当該職員の職務の遂行に支障を及ぼす事態が生じ得ることを否定できないため（京都市情報公開条例第 7 条第 6 号に該当）</p>
	審査請求日	令和元年 9 月 6 日
情第 199 号 情第 200 号	請求日	令和元年 7 月 19 日
	請求内容	<p>国あて平成 29 年度の公的賃貸住宅家賃対策調整補助金所要額調書を京都市から提出したことが分かるもの（住宅政策課のメールアドレスから国土交通省あてに送った際のメール本文及びその添付図書を含む。京都府を経由している場合を含む。）</p>
	特定した公文書	<p><諮問情 199 号></p> <ul style="list-style-type: none"> ・決定書 平成 29 年度公的賃貸住宅家賃対策調整補助金の所要額等について（回答） ・決定書 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金の所要額等について（平成 29 年度第 2 回調査）（回答） <p><諮問情 200 号></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金の所要額等について（依頼） ・平成 29 年度 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金執行見込額調書（事業主体別）

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度第2回調査 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金の所要額等について（依頼） ・平成29・30年度分 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金所要額調書（事業主体別）
処分通知日	令和元年8月5日
処分内容	<p><諮問情第199号> 公文書公開決定</p> <p><諮問情第200号> 公文書一部公開決定</p>
処分理由	<p><諮問情第200号></p> <p>職員のメールアドレスは、公開することにより、職員個人に対して不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが送信され、当該職員の職務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（京都市情報公開条例第7条第6号に該当）</p>
審査請求日	令和元年9月12日

(参考)

1 審議の経過

令和元年10月15日 諮問

11月21日 諮問庁からの弁明書の提出

12月25日 審査請求人からの反論書の提出

令和2年 7月28日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和2年度第2回会議）

9月 4日 審議（令和2年度第3回会議）

10月16日 審議（令和2年度第4回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の取下げがあったため、口頭による意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）